平成２１年（フ）第１７３７号
福岡市東区雁の巣１丁目６番６―101号
債務者　澁田アサノ
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７４６号
福岡市城南区宝台団地10番205号
債務者　中西　　鼎
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７５３号
福岡市早良区星の原団地19番201号
債務者　竹村　宗則
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７５４号
福岡市早良区星の原団地19番201号
債務者　竹村　直子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７６４号
福岡市東区唐原５丁目４番２―306号
債務者　只松　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７６７号
福岡市南区大楠１丁目15番20号
債務者　田中美奈子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７７１号
福岡県前原市前原駅南２丁目12番１―309号
債務者　澤田　秀彦
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７７８号
福岡県糟屋郡志免町大字別府441番地１ルネス空港東1010号
債務者　坂口　和美
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７８２号
福岡市博多区吉塚５丁目12番42―402号
債務者　古賀　泰博
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７８４号
福岡市西区壱岐団地89番102号
債務者　千葉眞由美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８０５号
福岡市東区和白６丁目１番36―105号
債務者　長井　正文
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８０９号
福岡県春日市下白水南６丁目62番地ルミエール春日103号
債務者　山村　哲治
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８３４号
福岡市南区大橋２丁目17番16―403号
債務者　若林　博美
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８４２号
福岡市中央区荒戸３丁目２番35―902号
債務者　有吉　沙織
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８４９号
福岡市東区多の津５丁目５番12号
債務者　山口　　博
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８５５号
福岡市中央区梅光園団地８番206号
債務者　森川　美保
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８５８号
福岡市南区井尻４丁目20番１号
債務者　釣谷由美子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８６２号
福岡市西区姪浜駅南２丁目９番７号
債務者　甲斐眞由美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部